

東日本大震災に伴う災害復旧資金における医療貸付のQ & A

<目次>

[手続きについて](#)

[制度・条件・対象について](#)

[二重債務となる方について](#)

手続きについて

Q 1 借入申込書の入手方法について教えてください。

A 1 借入申込書については、[こちらからダウンロード](#)して頂くか、あるいは、機構にお問い合わせを頂ければ、当該申込書を郵送、FAX 等で送付いたします。

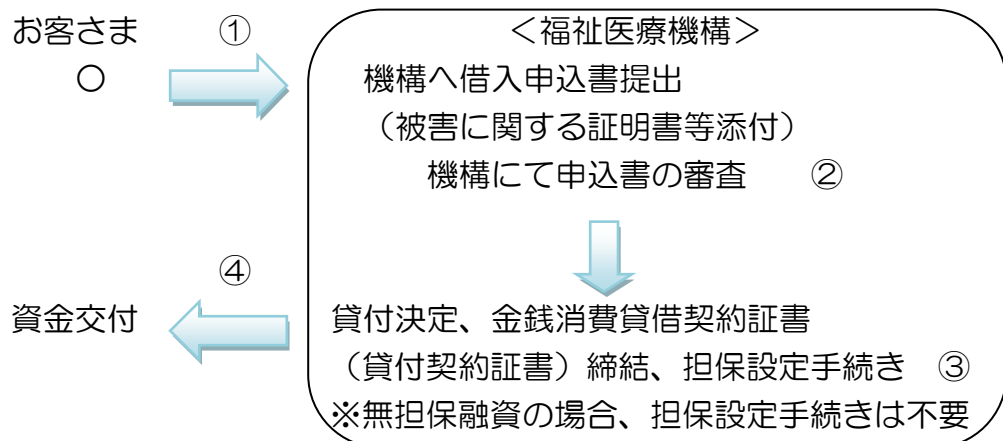
[様式のダウンロード](#)

Q 2 融資を受けるために必要な書類等は何ですか。

A 2 資金種類や担保の有無によって異なりますが、借入申込書、決算関係書類、担保関係書類、被害に関する証明書（発行が困難な場合は個別にご相談ください。）等をご提出いただきます。

Q 3 借入申込を行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A 3 担保の有無により異なりますが、担保の提供が必要な場合は、次のような流れになります。



Q4 融資まではどれくらいの日数がかかりますか。

A4 長期運転資金の無担保融資の場合、申込受理から資金交付まで、最短で10日程度となります。

Q5 借入申込みの窓口はどこですか。

A5 福祉医療機構本部の医療貸付部医療審査課になります。
お申し込み手続きはこちら（0120-3438-63）まで。

制度・条件・対象について

Q6 どのような資金について融資を受けることができますか。

A6 病棟等の建替、改修を行うための建築資金、医療機器等の購入資金である機械購入資金、人件費や光熱費等に必要な資金である長期運転資金をご融資いたします。

Q7 長期運転資金はどのような使途が認められていますか。

A7 原則として、災害の復旧のために必要なものであれば長期運転資金の対象になります。

例えば、被災による一部の病棟閉鎖の収入減や一時的な人件費・医薬品購入費等の必要経費が膨むこと等による資金不足に対応するための資金使途が考えられます。

Q8 融資を受けることができる条件は何ですか。

A8 融資対象である医療施設等であって、被害を受けた旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村その他相当な機関が発行）の提出が可能な方を対象とします。

なお、上記証明書等の提出が困難な場合でも長期運転資金については融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

Q9 融資の限度額はいくらですか。

A9 増改築（改修）資金及び機械購入資金については、すべての施設・事業で、補助金額を除く所要額の100%（担保評価額を上限）としています。

長期運転資金については、施設種類・資金種類により異なるため、詳細については、[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Q10 補助金の交付を受ける場合、融資額の計算はどうなりますか。

A10 補助金額を除く部分についてのご融資（担保額を上限）となります。

Q11 融資を受ける際の償還期間や貸付利率について教えてください。

A11 病院・老健の増改築（改修）資金については、最長で償還期間30年以内（据置期間5年以内）までとることができ、機械購入資金（病院の先進医療機器を除く）については償還期間8年以内（据置期間2年6か月以内）までとることができます。

長期運転資金については、償還期間10年以内（据置期間2年6か月以内）のものと、償還期間10年超15年以内（据置期間5年以内）のものがあります。

二重債務となる方への優遇措置

（参考）病院・老健

増改築（改修）資金：償還期間30年→39年

機械購入資金：償還期間10年（据置期間2年6か月）
→償還期間15年（据置期間5年）

詳細については、[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Q12 借入期間の全期間が無利子ですか。

A12 建築資金については、当初5年間は7.2億円を限度に無利子としております。また、7.2億円を超える金額についても利率の優遇を行っております。さらに、5年目以降についても、低利の融資をご用意しております。

長期運転資金については、施設種類により貸付限度額が異なります。詳細については、[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Q13 融資を受ける際の担保や保証人について教えてください。

A13 担保については原則不動産担保としておりますが、病院の高額医療機器にかかる機械購入資金については動産譲渡担保、長期運転資金については診療報酬（介護報酬）担保がご利用いただけます。

保証人については、原則1人以上としておりますが、貸付利率に0.2%を上乗せすることにより免除することが可能です。

また、無担保の融資については、建築資金及び機械購入資金にあっては1,000万円を、長期運転資金にあっては3,000万円を限度にご利用が可能です。

なお、上記の無担保と保証人の免除を同時にご利用いただけるのは、貸付先が個人である場合に限られますのでご注意ください。

詳細については、[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Q14 仮設建物の建築の必要がある場合、その整備資金は融資の対象になりますか。

A14 融資対象となります。なお、軽微な被害で、仮設建物の必要性が認められない場合等は、ご融資できない可能性もあります。

Q15 この東日本大震災にかかる災害復旧資金の優遇措置はいつまで適用になりますか。

A15 今のところ期限は定まっておりません。被災地の復興に関する国の方針等に基づき決定する予定です。

Q16 特定被災区域とは何ですか。

A16 特定被災区域とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年5月2日付政令第127号）に規定される地域です。

今回の東日本大震災にかかる優遇措置のうち、建築資金及び機械購入資金については、特定被災区域内に施設・事業が所在し被害に関する証明書（り災証明書又は被災証明書のどちらでも可）の交付を受けられた方を対象としています。

なお、特定被災区域の具体的な範囲については、こちらの首相官邸の[ページ](#)をご覧ください。

二重債務となる方について

Q17 「二重債務となる方」とはどのような状態となる方でしょうか。

A17 二重債務とは、次の2つの要件を満たす状態をいいます。

1. 東日本大震災以前から施設及び事業を経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有している
2. 東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している

今回の二重債務となる方への優遇措置は、このような二重債務の状態となるお客さまを対象としています。

Q18 二重債務となる方への優遇措置について教えてください。

A18 施設の復旧に必要な新規のご融資については、償還期間を延長（病院・老健：39年、診療所：30年など）するとともに、元金の返済が猶予される据置期間を最大5年間とすることにより、二重債務のうち、新規債務の負担を軽減することとしています。

また、機構から過去に融資を受けた既往の債務については、償還期間の延長や元金、利息の猶予措置など積極的な条件変更に応じることにより、ご支援いたします。

- ・災害復旧の新規のご融資についての詳細は医療貸付事業の[ページ](#)をご覧ください。
- ・既往債務にかかる条件緩和について詳細は「福祉医療貸付の利用者に対する返済猶予の概要について」の[ページ](#)をご覧ください。

Q19 相談の窓口はどこになるでしょうか。

A19 新規のご融資については、医療貸付部医療審査課までお問い合わせください。

また、東日本大震災以前から機構から融資を受けられているお客さまは、顧客業務部顧客業務課までお問い合わせください。

医療貸付部医療審査課	0120-3438-63
顧客業務部顧客業務課	0120-3438-64

既に機構の融資をご利用されているお客さまは[こちら](#)もご覧ください。